

自動車リサイクル法
フロン類回収業者の登録について

(記載例)

長崎県廃棄物・リサイクル対策課
長崎市廃棄物対策課
佐世保市廃棄物・リサイクル対策課

1. 提出書類

(1) 新規申請及び更新申請の場合

種 類	内 容
申請書	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）
添付書類	申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの）
	ア 申請者が法人の場合 商業登記簿謄本
	イ 申請者が個人の場合 住民票（本籍地記載のもの）の写し
	ウ 申請者が外国人の場合 外国人登録証明書の写し
	エ 申請者が未成年の場合 法定代理人の住民票の写し
	誓約書（添付様式1） (申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約する書類)
	フロン類回収設備の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類
	ア 所有権を有する場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し
	イ 使用権原を有する場合 借用契約書、共同使用書、貸出書などの写し
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し
フロン類の回収基準に基づき、フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を説明する書類 (添付様式2)	
事業所の付近図（添付様式3）	

2. フロン類回収業者の登録手続き

(1) 申請書の受付窓口

長崎県内(長崎市及び佐世保市を除く)にフロン類回収業を行う事業所を有する場合

事業所所在地を管轄する各県立保健所

長崎市内にフロン類回収業を行う事業所を有する場合

長崎市廃棄物対策課

佐世保市内にフロン類回収業を行う事業所を有する場合

佐世保市廃棄物・リサイクル対策課

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
長 崎 県	西彼保健所	852-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-0691
	県央保健所	854-0081	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305
	県南保健所	855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3287
	県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
	五島保健所	853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125
	上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
	壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
	対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市 廃棄物対策課	850-8685	長崎市桜町 6-3	095-829-1159	
佐世保市 廃棄物・リサイクル対策課	857-0851	佐世保市稻荷町 1-8	0956-20-0660	

(2) 提出部数(申請者控えを含む)

県立保健所へ提出の場合

3部(1部を正とします。保健所控え及び申請者控えはコピーで可。)

長崎市廃棄物対策課及び佐世保市廃棄物・リサイクル対策課へ提出の場合

2部(1部を正とします。申請者控えはコピーで可。)

なお、申請者控えは受付後返却します。

(3) 登録申請手数料

新規申請及び更新申請の場合

5000円

変更届出及び廃業等届出の場合

手数料は必要ありません。

【注意点】

フロン類回収業の登録は、事業者ごとに引取業を行う事業所の所在地を管轄する長崎県知事または長崎市長、佐世保市長への登録が必要です。

例1 大村市と島原市に事業所を有する事業者
長崎県知事への登録が必要です。

例2 長崎市と佐世保市に事業所を有する事業者
長崎市長及び佐世保市長への登録が必要です。

例3 長崎市と諫早市に事業所を有する事業者
長崎市長と長崎県知事への登録が必要です。

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

平成19年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

（郵便番号）〒000 0000

住 所 県 市 町00 00

氏 名 株式会社

代表取締役



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 000 000 0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
ふりがな	代表取締役
ふりがな	取締役
ふりがな	取締役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号
事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 自動車整備工場
所在地	(郵便番号) 〒000 0000 県 市 町00 00 電話番号 000 000 0000

回収しようとするフロン類の種類		
CFC		
HFC		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	1 台

- 備考
- 1 印の欄（登録番号及び登録年月日）は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づき、同法第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号 (下記「欠格要件」) のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

平成 19 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

(申請者) 住所
もしくは
(届出者)

県 市 町 00 00

氏名

株式会社

代表取締役



フロン類回収業登録申請者の欠格要件

【使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号】

第 1 号 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

第 2 号 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号) 又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

第 3 号 第 5 8 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

第 4 号 フロン類回収業者で法人であるものが第 5 8 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

第 5 号 第 5 8 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

第 6 号 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

第 7 号 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの
役員 = 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

添付様式 2 [十分な知見を有するものがフロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を有することを証する書類（法施行規則第 6 条「フロン類の回収に関する基準」関係）]

事業所における資格者(十分な知見を有するもの)の状況

申請者名	株式会社 代表取締役		
事業所の名称	株式会社 自動車整備工場		
資格者氏名		役職	代表取締役(その他工場長など)
資格の種類	自動車整備士		
<p>フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有することを証する書類の添付もしくは記載をお願いします。</p> <p>資格証・講習会修了証等を添付する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 2) 自動車電気装置整備士 3) 自動車整備士 <p>などの資格証の写しを添付してください。</p> <p>フロン類の回収作業に精通した方を記載する場合</p> <p>エアコン整備業務、フロン類回収業務などの経験(経歴)を記載してください。</p>			
備考 1. 事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。			

事業所付近図

事業所の名称	株式会社 代表取締役
事業所所在地	株式会社 自動車整備工場
備考 1. 事業所の付近図を記載すること(住宅地図等の写しを貼付しても可)。 2. 事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。	

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

平成19年 4月 8日

長崎県知事 金子 原二郎 様

（郵便番号）

住 所 県 市 町00 00

氏 名 株式会社

代表取締役



（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 000-000-0000

自動車リサイクル法の登録番号（11桁）

平成17年1月9日付け第00000000000号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	ふりがな 代表取締役	ふりがな 代表取締役
	ふりがな 取締役	ふりがな 取締役
	ふりがな 取締役	ふりがな 取締役
	ふりがな 監査役 (法人代表者の変更の場合)	ふりがな 監査役
変更の理由	代表者の変更（法人の場合） 事業所の名称及び所在地の変更 役員の変更（法人の場合） 回収しようとするフロン類の種類の変更 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力及び台数のうち、「設備の種類」に係る変更 （例えば、登録申請時に「CFC・HFC兼用」を1台所有し、さらに「CFC・HFC兼用」を1台追加した場合は、変更届出の必要はありません。） など	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業廃業等届出書

平成19年 4月 8日

長崎県知事 金子 原二郎 様

(郵便番号) 〒000 0000

住 所 県 市 町00 00

氏 名 株式会社

代表取締役



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 000 000 0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

フロン類回収業者であった者の氏名又は名称	株式会社 自動車リサイクル法の登録番号(11桁)
登録番号及び登録年月日	第 000000000000号 平成17年 1月 9日
届出者とフロン類回収業者との関係	代表者
廃業等の理由(該当するものに 付すこと。)	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 登録に係るフロン類回収業の廃止

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。